

あさひかわ男女共同参画基本計画中間見直し版（案）について寄せられた御意見等  
と市の考え方

募集期間 平成28年4月25日（月）から平成28年5月25日（水）

意見提出者 7名（個人3，団体4）

※あさひかわ男女共同参画基本計画中間見直し版（案）に対する意見について公表します。

なお、公表する意見として不適切な事項や表現は、割愛させていただいております。

No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
1	(1)	配偶者等からの暴力防止の取組の強化、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等，男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されている。	御意見の内容につきましては、概ねあさひかわ男女共同参画基本計画中間見直し版（案）と同様であり、参考意見として受け止めさせていただきます。
	(2)	旭川市内近郊は、年間出生率の約50，000人の出産を目指す。	参考意見とさせていただきます。
2	(1)	男女共同啓発活動をするのであれば、教育を変えていくのが一番良い。幼小中高大学にいたるまで、その年齢にあった出前授業を行ったら良い。そのために、校長・教頭のジェンダーに関する思想改革が必要である。	本市といたしましても、男女共同参画を推進していくためには、教育の果たす役割が重要であると考えております。あさひかわ男女共同参画基本計画では、目標1－基本的方向2に「男女平等の視点に立った教育・学習の推進」を掲げ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を培うことを目指し、男女平等の理念に基づく教育を進めてきたほか、校長・教頭に限らず、小中学校の教員研修において男女共同参画に関する研修を実施するなど、男女平等の視点に立った学校教育を推進してきたところであります。 中間見直し版においても、引き続き、男女平等の視点に立った学校教育を推進してまいります。

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
2	(2) 市役所は、企業の模範となるべきであり、正規職員を削り非正規職員を増やしては、女性職員を増やすことなどできない。正規職員そのものを増やさなければならない。	本市では、業務の状況、退職者の人数などを勘案し、適正な配置を計画した上で、翌年度の職員採用人数を決定しています。 なお、女性の受験比率を増やすことを目指し、女子大学において説明会を行うなど、女性の採用試験受験者を増やすことに努めているところです。
	(3) 中小企業や零細企業では、産休女性の給料を企業として支えることができない。行政の援助が必要である。	健康保険の加入者が、産前産後休暇を取得する場合は、出産手当金の支給制度が、雇用保険加入者が育児休業を取得する場合は、育児休業給付金が支給される制度があります。また、育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した事業主に助成するなど、職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主に国からの助成金が支給される制度もあります。市といたしましても、こうした制度の周知に努め、妊娠・出産後も仕事を続けたいと望む女性が、働き続けることができる環境づくりを進めてまいります。
	(4) 女性であることを理由に、給料や昇給を差別する企業や行政機関・団体に対して罰則規定を設けるべき。	罰則規定はありませんが、男女雇用機会均等法第6条にて、性別を理由として差別的扱いをしてはならないことが定められています。
	(5) 女性が働くためには、保育所が絶対に必要。民間企業は、儲からないことをしないので、保育所を公立から民間企業にするのはもってのほか。公立化すべきである。	女性が妊娠・出産後も継続して仕事ができる環境を整備するため、本市としても保育所の確保や定員増加に努めているところであり、 そのために、公立の保育所はもとより、民間の力も借りはければならないと考えております。

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
3	<p>(1) 人権尊重に「性暴力防止」の視点を女性への暴力は重大な人権侵害である。その中でも特に性暴力は心身に与える影響が大きいにもかかわらず、日本では性暴力に関する認識は非常に低いのが現状である。多くの被害者が泣き寝入りせざるを得ない状況となっている。</p> <p>そのような状況を変えようと、「性暴力禁止法を作ろう！ネットワーク」が設立され、性暴力禁止法の制定と被害者の救済を求めて、全国的な活動を展開している。</p> <p>今回の改正に当たって、この性暴力に対する視点が足りないと思うので、以下のことを申し上げる。</p> <p>「目標1 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重」における「基本的方向3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【現状と課題】の中に、性暴力の現状と課題について言及していただきたい。</p>	<p>性暴力につきましては、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する行為であり、根絶を目指さなければならない問題であると認識しており、目標1－「基本的方向性3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【現状と課題】には、性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為などを含めて「性別に起因する暴力的行為」と表現し、克服すべき重要な課題であることを記載しています。</p> <p>性別に起因する暴力行為すべてが、人間としての尊厳を侵害するものであり、根絶を目指していくものでありますので、性暴力についてのみ言及することはいたしません。御指摘を踏まえ、「性別に起因する暴力行為」として表現していた行為に性暴力が含まれることがわかるよう、一文を追加いたします。</p>
	<p>(2) 「目標1 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重」における「基本的方向3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【政策の方向性】の中に、性暴力の救済と支援を項目立てしていただきたい。</p>	<p>本市では、女性相談の中で、性別に起因した暴力の被害者の相談・支援を行っております。目標1－「基本的方向性3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【施策の方向性】(2)に「配偶者等からの暴力被害者の支援」についてのみ記載していましたが、御指摘を踏まえ、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援について記載いたします。</p>

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
3	<p>(3) 計画に「女性の貧困」の視点を</p> <p>近年、日本における「子どもの貧困」問題が大きな話題となり、課題意識が高まっている。その「子どもの貧困」の中でも、日本の特徴的な問題は母子家庭に育つ子どもの貧困であり、特に働いている母子家庭の貧困は、先進国の中では見られない日本固有の特徴とも言える。</p> <p>この母子家庭の貧困問題は、子どもの問題であると同時に、極めて深刻な女性問題でもある。日本における女性の賃金が男性の6割程度であること。女性労働者の多くが非正規雇用であることなどが、働く母子家庭の貧困の大きな原因と言える。今回の改正に当たって、その視点が足りないと思うので、以下のことを申し上げる。</p> <p>「目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進」における「基本的方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援」の【現状と課題】の中に、日本の特徴的課題である母子家庭の貧困問題、特に働く母子家庭の貧困問題に言及していただきたい。</p>	<p>子どもの貧困は、深刻な問題であり、社会的に重要な課題であると認識しております。</p> <p>子どもの貧困については、母子家庭の就業において非正規雇用の割合が高いことが要因のひとつとして指摘されています。本計画においては、就労の場における男女共同参画に関する課題として捉え、目標2－「基本的方向3 就労等の場における男女共同参画の促進」の【現状と課題】の中で、子どもの貧困とその要因について言及します。</p>

No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
4	(1)	<p>目標 1－基本的方向 3 男女の人権尊重と平等意識の浸透</p> <p>・「現状と課題」に性暴力の具体的現状と旭川における課題を表現すること。</p>	<p>性暴力につきましては、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する行為であり、根絶を目指さなければならない問題であると認識しており、目標 1－「基本的方向性 3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【現状と課題】には、性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為などを含めて「性別に起因する暴力的行為」と表現し、克服すべき重要な課題であることを記載しています。</p> <p>性別に起因する暴力行為すべてが、人間としての尊厳を侵害するものであり、根絶を目指していくものでありますので、性暴力についてのみ具体的現状と課題を表現することはいたしません。御指摘を踏まえ、「性別に起因する暴力行為」として表現していた行為に性暴力が含まれることがわかるよう、一文を追加いたします。</p>
	(2)	<p>・「施策の方向性」に性暴力に対する認識と共に救済及び支援の方向性への明記が不可欠。一歩前進するためにも、抽象的言葉から根絶へ向けた現状調査、教育での取組など旭川市が可能な策を標記すべきである。</p>	<p>本市では、女性相談の中で、性別に起因した暴力の被害者の相談・支援を行っております。目標 1－「基本的方向 3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【施策の方向性】(2)に「配偶者等からの暴力被害者の支援」についてのみ記載していましたが、御指摘を踏まえ、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援について記載いたします。</p>

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
4	<p>(3) 目標 2 基本的方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>・「施策の方向性」(1) 市の附属機関等への女性の参加の推進において、平成 22 年から 5 年間で目標から遠ざかっている。あと 5 年で 2 倍以上の目標に到達するには、現在の選出方法に限界があると考え。地域で話し合うか抽選(?) 等で、地域割りでの男女同数になる仕組みづくりの工夫を。</p>	<p>現行の計画においては、市が設置する附属機関、私的諮問機関等における女性委員の割合を 40% にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に努めてきたところです。計画の中間見直し版においては、最終目標値を 50% に修正する予定であり、さらなる取組が必要であると考えております。</p>
	<p>(4) 目標 2 基本的方向 2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援</p> <p>・「施策の方向性」(1) 子育て支援体制の充実</p> <p>男性職員の育児休業取得のルール作りを。</p>	<p>本市男性職員の育児休業取得につきましては、制度の積極的な利用を促すため、グループウェアの活用等による制度の周知や取得事例の紹介を行っておりますほか、希望する職員が気兼ねなく安心して制度を利用できる職場環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>民間事業者に対しましては、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修会などを通して、仕事と家庭の両立を企業が支援し、従業員が働き続けやすい職場環境を整えることについて啓発を行ってきたところです。今後もこうした取組を続け、希望する男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。</p>
	<p>(5) 目標 2 基本的方向 2</p> <p>・「施策の方向性」(2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>「子どもの貧困」は母子家庭の貧困に目を向けるべき。</p>	<p>子どもの貧困は、深刻な問題であり、社会的に重要な課題であると認識しております。</p> <p>子どもの貧困については、母子家庭の就業において非正規雇用の割合が高いことが要因のひとつとして指摘されています。本計画においては、就労の場における男女共同参画に関する課題として捉え、目標 2- 「基本的方向 3 就労等の場における男女共同参画の促進」の【現状と課題】の中で、子どもの貧困とその要因について言及します。</p>

No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
5	(1)	目標1 基本的方向3の「現状と課題」が、配偶者からの暴力の防止に偏っていると思う。	目標1－「基本的3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【現状と課題】には、「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、取組を行っている現状を記載しており、配偶者等からの暴力について記載している分量が多いため、偏っていると感じられたのだと思いますが、性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為などを含めて「性別に起因する暴力的行為」と表現し、それらすべてが克服すべき重要な課題であることを記載しています。御指摘を踏まえ、取り組むべき課題が、配偶者等からの暴力の防止のみではないことがわかるよう、一文を追加いたします。
	(2)	目標1 基本的方向3の「現状と課題」の2段目「性別に起因する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメント～」を「性別に起因する差別や暴力的行為、セクシュアル・ハラスメント」というように「差別や」の文言を加えていただきたい。	性別に起因する暴力に加え、性別に起因する差別についても、克服すべき課題であることから、御指摘を踏まえ、該当部分を「性別に起因する差別や暴力的行為」と修正いたします。（セクシュアル・ハラスメントは、性別に起因する暴力的行為に含めて整理いたします。）
	(3)	目標1 基本的方向3の「現状と課題」に心身に与える影響が特に大きい性暴力の現状と課題について言及してほしい。更に、デートDV等低年齢化している現状についても触れてほしい。そして、「施策の方向性」の中に性暴力被害者の救済と支援を項目だてしてほしい。	性暴力につきましては、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する行為であり、根絶を目指さなければならない問題であると認識しており、目標1－「基本的方向性3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【現状と課題】には、性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為などを含めて「性別に起因する暴力的行為」と表現し、克服すべき重要な課題であることを記載しています。  (次のページに続く)

No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
5	(3)		<p>性別に起因する暴力行為すべてが、人間としての尊厳を侵害するものであり、根絶を目指していくものでありますので、性暴力についてのみ言及することはいたしません。御指摘を踏まえ、「性別に起因する暴力行為」として表現していた行為に性暴力が含まれることがわかるよう、一文を追加いたします。</p> <p>デートDV等、性別に起因する暴力の低年齢化については、【施策の方向性】で、「若年層では親や先生に相談しない場合が多く、問題が潜在化しているため、デートDVの予防啓発を行う」ことを記載しておりますので、【現状と課題】については、修正を加えず、案のままいたします。</p> <p>本市では、女性相談の中で、性別に起因した暴力の被害者の相談・支援を行っております。目標1－「基本的方向3 男女の人権尊重と平等意識の浸透」の【施策の方向性】(2)に、「配偶者等からの暴力被害者の支援」についてのみ記載していましたが、御指摘を踏まえ、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援について記載いたします。</p>
	(4)	<p>目標2 基本的方向2の「現状と課題」に女性の貧困問題を取り上げてほしい。</p> <p>「子どもの貧困問題」は、「女性の貧困問題」と根は一緒である。今や大きな問題となっているこの問題について全く触れられていないのでお願いします。そして、「施策の方向性」(2)でひとり親家庭、特に母子家庭の就労支援や企業に向けて就労環境整備を働きかける等を盛り込んでほしい。</p>	<p>子どもの貧困は、深刻な問題であり、社会的に重要な課題であると認識しております。</p> <p>子どもの貧困については、母子家庭の就労において非正規雇用の割合が高いことが要因のひとつとして指摘されています。本計画においては、就労の場における男女共同参画に関する課題として捉え、目標2－「基本的方向3 就労等の場における男女共同参画の促進」の【現状と課題】の中で、子どもの貧困とその要因について言及します。</p> <p>(次のページに続く)</p>



No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
5	(4)		<p>ひとり親家庭への就労支援等につきましては、充実が必要であると考えており、「旭川市子ども・子育てプラン」に記載しておりますが、本計画は、男女共同参画の推進に関する基本的な方向性を示すものでありますので、</p> <p>【施策の方向性】(1) 就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保」において、女性に対する正当な能力評価と登用促進、男女労働者間の格差解消に向けて取り組むことを記載しています。</p>
6	(1)	<p>1975年の国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」も、1985年に批准した「女性差別撤廃条約」も、その基本は、「性別役割分業の撤廃」にある。「女性差別撤廃条約」の前文にある「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」こと、第1条の「女子に対する差別」の撤廃を求めている事がそれにあたる。</p> <p>「あさひかわ男女共同参画基本計画中間見直し版（案）」の1ページにあるように、各種啓発事業などで一定の前進が図られてきたと思う。例えば、講演会や出前講座、教育に関して、教職員の初任者研修や10年研修は有効だったと思う。講演や研修を受けた人に対し、アンケートを取っておくと次の取組につなげる事ができる。予算を使ってやるからには、結果を検証すべきだと思う。</p>	<p>これまでも、講演や研修を実施した場合には必ずアンケートを実施し、その結果を次回の講演・研修の実施の際に活かしてまいりました。今後も、講演や研修を実施した際には、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、次の取組を実施してまいります。</p>

No.		御意見（要旨）	旭川市の考え方
6	(2)	<p>5ページの数値目標に書かれている数値は、旭川で何人の調査がされての数値だったのかがよくわからない。特に、家庭、職場、地域における従来の固定的な性別役割分担の意識は、5年間でどう変化したのかが、わからない。6ページの図1は、内閣府の調査の結果であり、9ページの図2も、18ページの図5も、19ページの図6も、旭川市民の状況ではなく、全国のものである。</p> <p>2015年に、ワーク・ライフ・バランスの実現状況を調査した21ページの図7-1、7-2は、旭川での調査なので、意義がある。</p> <p>これは、何人の調査で、年齢性別などが分かればもっと良かったと思う。22ページの介護はどこから女性の割合が高いことを読んだのかも不明である。</p> <p>折角、15ページの図3と、16ページの図4と21ページの図7-1、7-2を旭川で調査したのだから、図1、図2、図5、図6も、同じ項目で旭川の調査をする必要があったと思う。5年間の計画を立てて、5年間でどう変化したのかの実態がわからなければ、次の計画で何を目標にするのか具体的に見えてこないと思う。</p>	<p>5ページの数値目標に記載している数値についてですが、「6企業の管理職における女性の割合」は、旭川市労働基本調査の結果を記載していますが、他の項目につきましては、市が実施している事業等の実績を記載しています。なお、旭川市労働基本調査は、2年に1度、従業員5人以上の市内事業所4,500事業所の中から1,000事業所を抽出して調査を行っているもので、記載している数値は、有効な回答から算出した数字となっています。</p> <p>本文中の図表につきましては、15ページの図3（市の附属機関における女性の参画状況）は、調査を行ったものではなく、市の附属機関の委員数及び女性委員数の状況を図にしたものです。16ページの図4（子どもの有無及び人数、理想の子どもの人数）、21ページの図7-1（ワーク・ライフ・バランスの実現状況）、図7-2（ワーク・ライフ・バランスが実現できていない理由）は、平成27年度に市内の18歳以上36歳以下の男女各1,000人を対象に実施した「結婚観とワーク・ライフ・バランスアンケート」の結果を図にしたものですが、それ以外は、本市における状況を調査したものがなく、全国版の調査結果を用いています。</p> <p>全国の傾向と本市の状況に大きな差はないと考えておりますが、本市における意識調査等の実施については、次期計画策定時の課題とさせていただきます。</p> <p>22ページに「介護者は女性の割合が高い」と記載している根拠ですが、これについても、本市における調査結果ではなく、全国版の調査結果を用いています。介護を行っている人の割合についての図を掲載いたします。</p>

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
6	<p>(3) 模擬議会で前向きな答弁をいただいた「従来の固定的な性別役割分担の意識」を変えるためのポスターの製作・配付を早期に実現していただきたい。</p> <p>(4) 第7条の具体的取組として、教育現場で活用できる副読本の制作を強く望む。この副読本を活用しての実践が子ども、親、教職員の意識改革に大きな成果を挙げることになる。</p> <p>基本的に固定的な性別役割分担の意識を変えることが、旭川の男女共同参画の実現を大きく前進させることになる。旭川の実践に期待している。</p>	<p>今年度、男女共同参画に対する意識改革を目的としたポスターの作成、学校への配付を実施する予定です。</p> <p>本市といたしましても、固定的な性別役割分担の意識を変えることが、男女共同参画社会の実現のために重要であると考え、学校への出前講座や男女共同参画に関するリーフレットを作成し、学校に配付するなど、啓発に努めてまいります。</p> <p>副読本の制作につきましては、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p>
7	<p>目標3 生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>【基本的方向1】男女の健康保持・増進、</p> <p>【基本的方向2】女性の健康づくりの推進</p> <p>に関連して、特に禁煙と受動喫煙の危険防止は、重要と思う。本課題の推進関係者の立場から、以下に具体的な意見・提案を送るので、健康部局と連携の上、よろしくお願ひしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。</li> <li>・受動喫煙において言えば、職場や家庭内もしくは外出先などで受動喫煙の被害によって、ガン（例：女性特有の乳がんは、受動喫煙によって2.6倍罹患率が上がる報告もある。子宮頸ガン、子宮ガンも受動喫煙被害関連がある。）、流産、胎児の先天性異常、妊娠しにくくなる、など次世代にわたるまでの被害をもたらすものであり、看過しがたい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（次のページに続く）</p>	<p>本計画は、男女共同参画の推進に関する基本的な方向性を示すものであり、健康づくりに関する事項について詳しく言及することはいたしません。本市における健康づくり施策を効果的に進めていくために策定した「第2次健康日本21旭川計画」に基づき、引き続き、妊産婦等への禁煙促進や、受動喫煙の防止に積極的に取り組んでまいります。</p>

No.	御意見（要旨）	旭川市の考え方
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫の喫煙で非喫煙の妻が肺がんなどで死亡するリスクが高くなるなど、これは乳がんなどでも医学的に明らかになってきていることから、受動喫煙の危害対策を避けては女性の健康支援はあり得ない。</li> <li>・乳幼児～思春期の受動喫煙は、子どもの心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すとのエビデンスが蓄積してきている。例えば、胎児期から18歳までの受動喫煙の暴露は、生殖期年齢の女性の精神的健康度を低下させる（抑うつ発症）リスクになることもわかってきた。それらの資料を基に、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策・啓発がよりいっそう望まれる。また、受動喫煙のある飲食店などに子ども達を連れて行かない啓発や対処も望まれる。</li> <li>・生涯を通じた男性・女性の健康支援について無煙環境支援（喫煙も受動喫煙もさせない支援）の強調をお願いしたい。</li> </ul>	